

北海道におけるアライグマ・カニクイアライグマ（以下、アライグマ等）防除実施計画書

1 防除の対象

- (1) プロキュオン・ロトル（アライグマ）
- (2) プロキュオン・カンクリヴォルス（カニクイアライグマ）

2 防除を行う区域

北海道全域 「北海道アライグマ等捕獲対象地域」のとおり

3 防除を行う期間

平成28年4月28日から平成33年3月31日まで

4 管内における生息等状況

(1) アライグマ

平成4年度には、全道でアライグマの生息が確認された市町村数は、13市町村であったが、平成27年（11月末現在）には、149市町村に拡大している。

(2) カニクイアライグマ

北海道への導入は、確認されていない。

5 防除の目標

生態系にかかる被害の防止を図るため、道内のアライグマの生息状況、被害状況等を把握し、その状況に応じて野外からの完全排除を長期的な目標に、被害の低減化及び生息域の拡大の阻止を図る。

6 防除の方法

北海道に生息しているアライグマ等の防除の方法は、原則として以下のとおり。

(1) 調査

現在の生息等情報などの知見に基づき、当面、次の方法で防除を進め、今後、並行して、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除に努める。

(2) 捕獲の方法

原則として、次の方法により捕獲する。

①使用する捕獲用具の名称

ア 箱ワナ（Woodstream 社製 Havahart Large Collapsible Pro Cage Model1089 又はこれと同形式の方法でアライグマを捕獲できるもの。別記1参照。）

イ エッグトラップ（Egg Trap 社製 Egg Trap 別記2参照）

ウ 巣箱型ワナ（別記3参照）

なお、捕獲器具毎に、別記4ワナ標識を装着する。

②誘引餌

（箱ワナ）

揚げパン類、菓子類（キャラメルコーンなど）、ドッグフードなど

（エッグトラップ）

ピーナッツクリーム、ハチミツ、マシュマロなど

③見回り

箱ワナ及びエッグトラップの設置期間は、ワナ設置場所を一日一回以上巡視する。巣箱型ワナについては、センサーが作動しメールを受信した時、及び錯誤捕獲等がないか定期的に見回りを行う。

④捕獲個体の処分

捕獲した場合には、逸出防止のため箱ワナ等を強化し、車の荷台等に乗せ処分場所へ搬送し、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分する。処分した個体は、廃棄物として適切に処理する。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他の公益上の必要があると認められる目的で譲受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者で特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。

(3) 在来動物への配慮

- ①在来野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域においては、混獲を避けるよう配慮する。
- ②(2)②以外の餌を使用する場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生を遠因を生じさせることのないよう適切に行う。
- ③アライグマ等または、アメリカミンク以外の動物が捕獲された場合には、速やかに放逐する。
(アメリカミンクについては、別途定める防除実施計画により適切に処分する)

(4) 北海道における防除区域及び防除従事者等

- ①防除従事者は、原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法。）に基づくわな猟免許を有するものとする。
ただし、防除を実施する主体毎に技術講習会を開催するなど、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保できる場合には、免許非所持者を含むことができる。
- ②防除従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保することとし、防除従事者台帳を作成するとともに、必要に応じて更新する。
- ③防除従事者は、本法に基づく防除を実施していることを証する別記5防除従事者証を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。
- ④別記6防除従事者台帳を作成し、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課で管理するとともに、原則として毎年4月に更新する。なお、必要に応じて、随時、更新できるものとする。

(5) 捕獲の際の留意事項

- ①鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。
- ②鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わない。
- ③鳥獣保護管理法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域内では、禁止された猟法により捕獲を行わない。
- ④鳥獣保護管理法第35条第1項に基づく特定猟具使用禁止区域等では、特定猟具による防除を行わない。
- ⑤鳥獣保護管理法第36条に基づく危険猟法による防除は行わない。

(6) モニタリング

道は、次の情報を市町村等から収集し、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

- ①生息または目撃情報のあった市町村数
- ②捕獲数、ワナかけ数
- ③農業等被害額
- ④生態系への影響等

7 緊急的な防除

緊急的な防除が必要になった場合については、環境省及び関係機関と連絡調整の上、連携を図りながら、原則として6（2）～（5）に準じて、捕獲するよう努める。

8 関係者との調整等

（1）普及啓発

- ①警察署及び鳥獣保護管理員等に内容を通知する。
- ②地域住民に対する防除実施に係る理解の増進を図るため、ホームページなどの広告媒体による普及啓発を行う。

（2）防除手法の技術開発

関係機関が連携し、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その結果に係る情報の普及に努める。

（3）合意形式（説明会の開催、関係者との調整）

- ①住民説明会の開催や広報誌への情報掲載などを行い、事前に地域住民等への周知を図る。
- ②防除を実施する区域の土地及び関係施設の所有者又は管理者については、個別に説明するなど必要な調整を図り、了解を得る。

9 関係法令の遵守

関係法令を遵守するものとする。

10 添付書類

- 参考1-1 アライグマの生息（目撃）状況
- 参考1-2 アライグマの捕獲数
- 参考1-3 アライグマによる農業等被害額

北海道アライグマ等捕獲対象地域

防除を行う区域：北海道全域



1:2,500,000

〈別記 1〉 はこわな写真

■製品名 : Havahart Large Co. |apsible Pro Cage Model 1089 (Woodstream社製)

・ 前面 (トラップ設定)



・ 上面



・ 前面 (トラップ作動)



・ 側面



・ 後面



※これと同形式の方法でアライグマを捕獲できるはこわなを使用

エッグトラップ

○エッグトラップ

アメリカの Egg Trap 社の製品で、アライグマを専用に捕獲するために開発されたワナ

○エッグトラップの構造

- ・エッグトラップ (図-1-a) は3つのパーツから構成される (図-1-b)
- ・セットには専用のツール (図-1-c) を使用必要である。
- ・本体下部の開口部から前肢 (手) を入れ、トリガーを挿んで手前に引くことで「スプリングキャッチ」が外れ (図-1-d) スプリングが掌を圧迫することで前肢が保定される。(図-2)

図-1

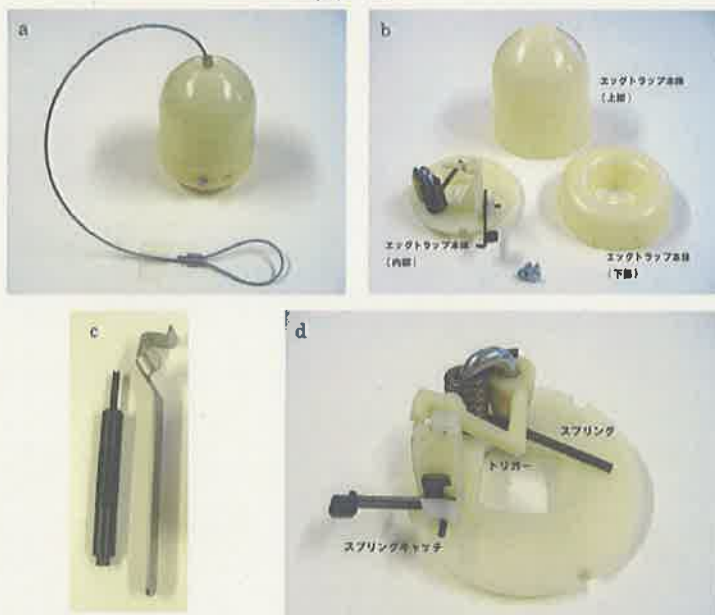


図-2



○設置及び捕獲後の回収方法

- ・地面に打ち込んだ鉄杭から吊り下げる方法で設置 (図-3)
- ・固定用鉄杭を地中深くに挿し込み、鉄杭とワイヤーを、結束具 (シャックル) で固定
- ・誘引餌は、ピーナツクリーム、マシュマロなどを使用
- ・アライグマが暗がりへ自発的に潜り込もうとする習性を利用し、箱ワナを収納できる回収箱 (サイズ: 奥行約 84 cm、幅約 29 cm、高さ約 32 cm、重量約 4 kg) を使用 (図-4)

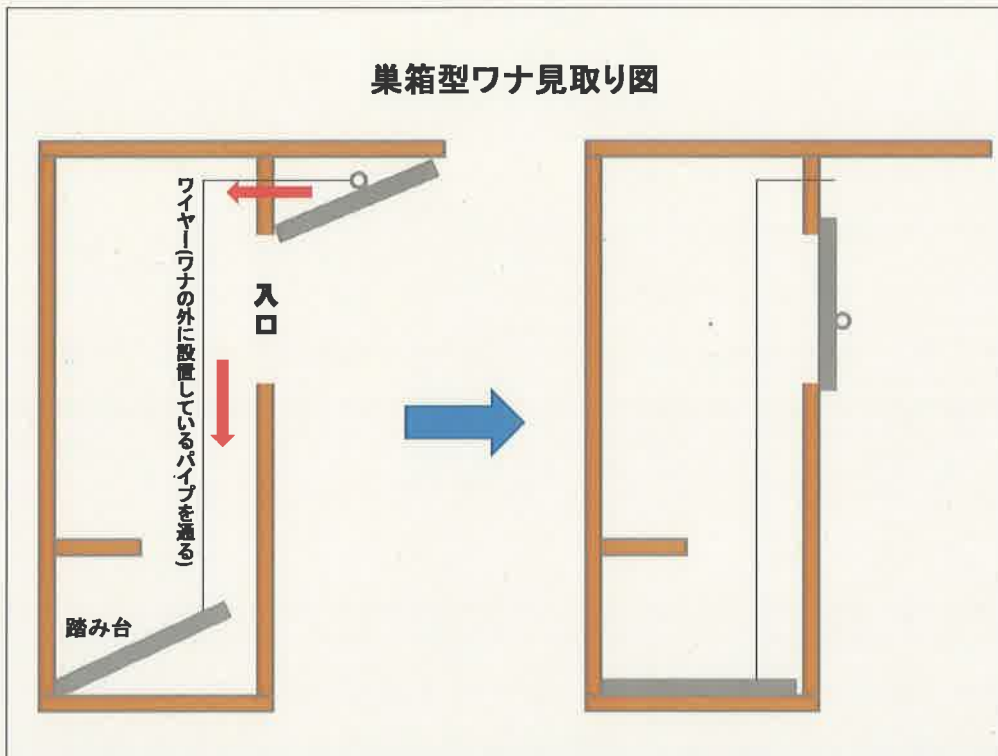


図-3 ワナ設置状況



図-4 回収箱

巣箱型ワナ



(サイズ：奥行約 30 cm、幅約 30 cm、高さ約 100 cm、重量約 5 kg)

【巣箱型ワナ写真】



※北海道大学大学院池田教授提供

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
(別記4ワナ標識)

アライグマ・カニクイアライグマ・ アメリカカミンクの防除

氏名 (実施主体)	北海道 (従事者 ほか名)
住所	札幌市中央区北3条西6丁目
連絡先 (電話)	(担当)
確認・認定	アライグマ、カニクイアライグマ 平成28年4月28日 27農振第1927号、環北地野許第1604281号 アメリカカミンク 平成28年2月15日 環北地野許第16021510号
防除の期間	確認の日から 平成33年3月31日まで

(別記5 防除従事者証)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

アライグマ・カニクイアライグマ・アメリカミンクの

防除従事者証

北海道知事

印

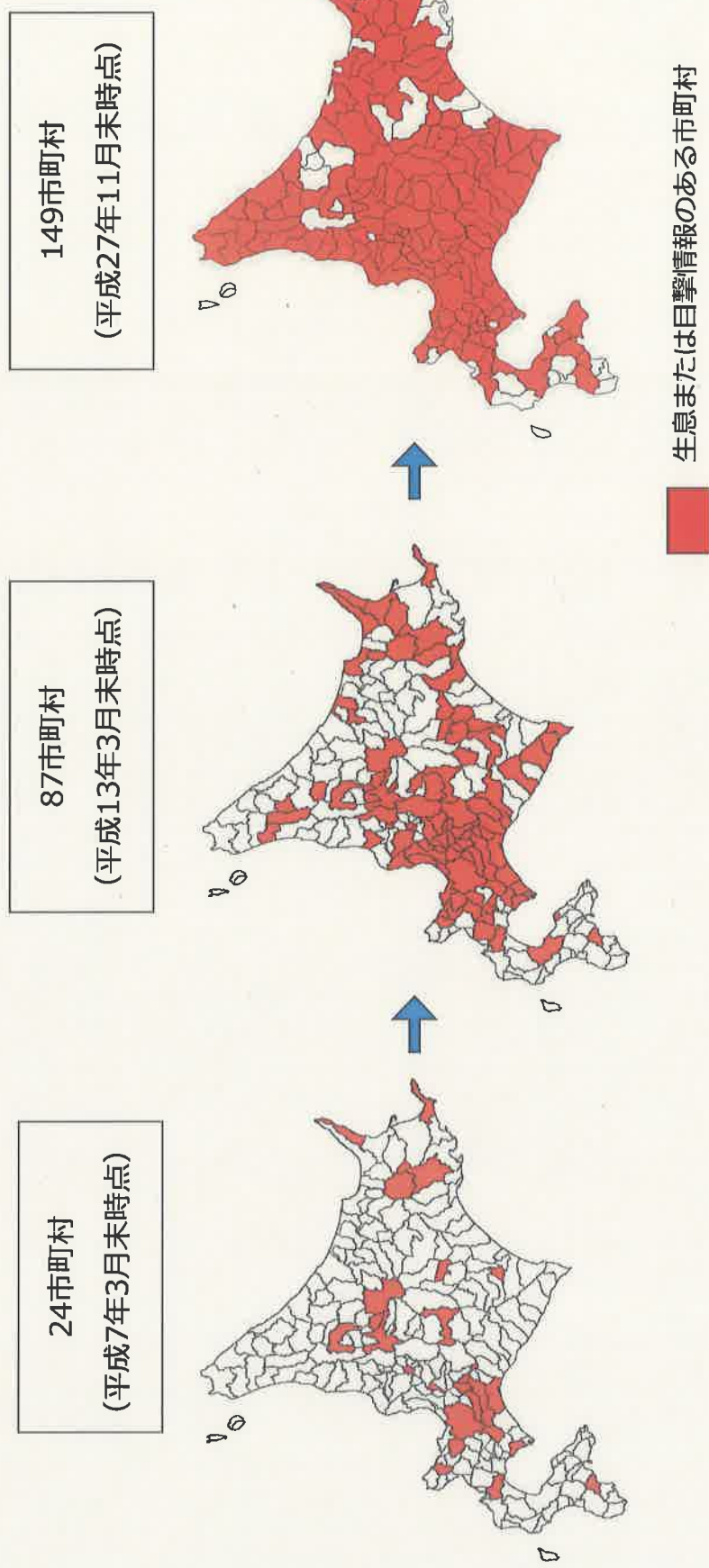
従事者の氏名	(従事者番号)
住所	
確認・認定	アライグマ、カニクイアライグマ 平成28年4月28日 27農振第1927号、環北地野許第1604281号 アメリカミンク 平成28年2月15日 環北地野許第16021510号
防除の区域	北海道全域
防除の方法	箱ワナ、エッグトラップ及び巣箱型ワナによる防除
防除の期間	平成 年 月 日から平成33年3月31日まで

「北海道アライグマ・カニクイアライグマ・アメリカミンク防除従事者台帳」

区分:(北海道の担当者、事業者のいずれかを記載)

番号	氏名	住所	職業	アライグマ等の捕獲歴 または研修の受講状況
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

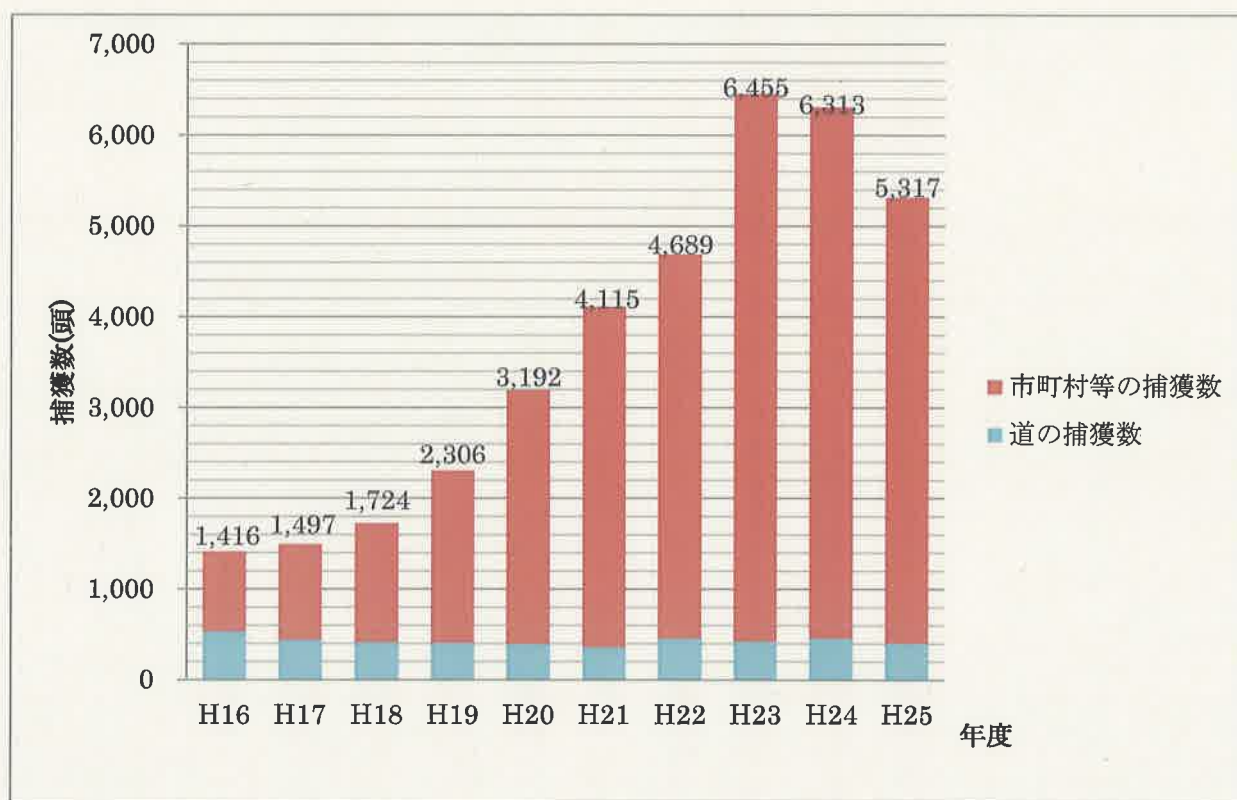
参考1-1-1 アライグマの生息(目撃)情報



参考1-2 アライグマの捕獲数

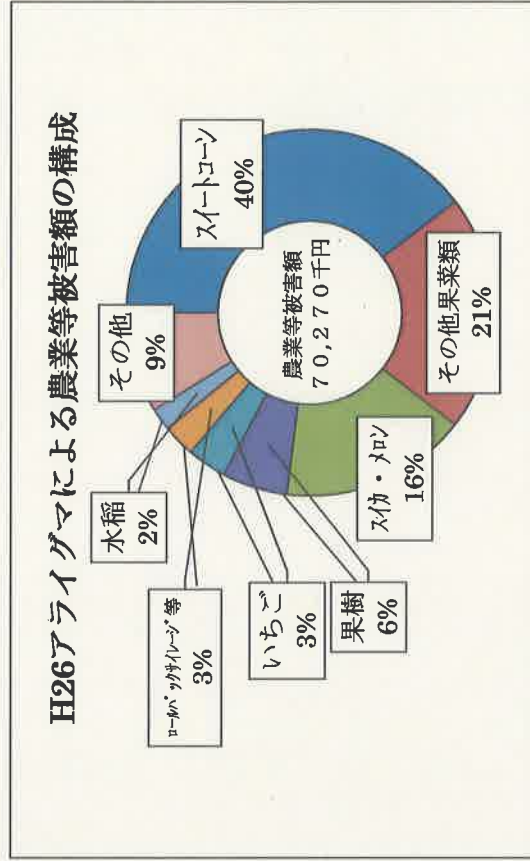
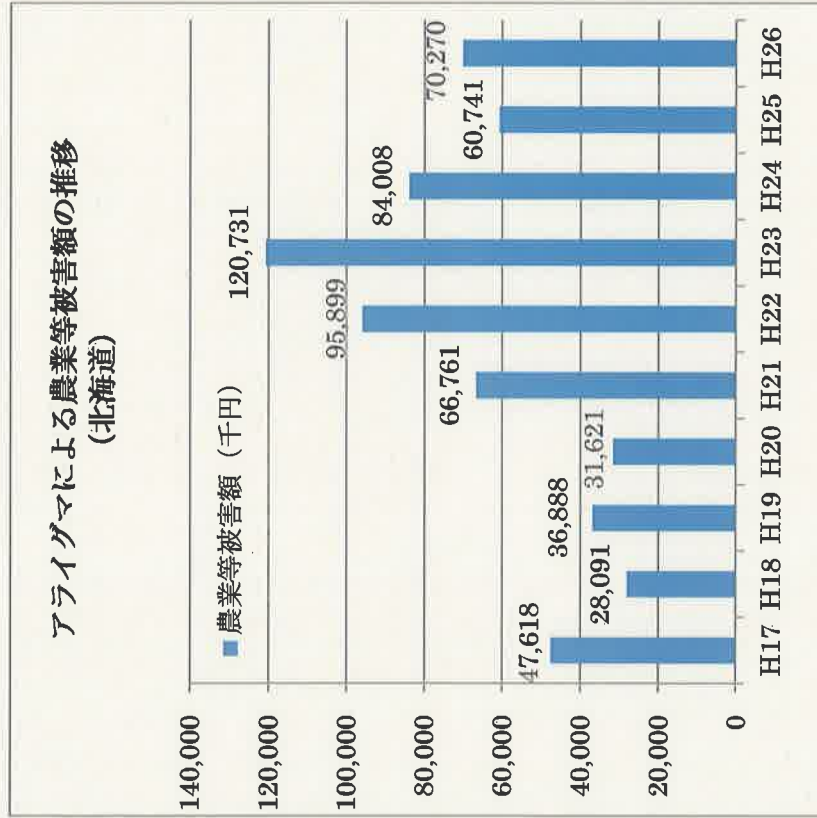
【単位：頭】

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
道の捕獲数	535	438	414	407	396	361	454	424	458	402
市町村等の捕獲数	881	1,059	1,310	1,899	2,796	3,754	4,235	6,031	5,855	4,915
合 計	1,416	1,497	1,724	2,306	3,192	4,115	4,689	6,455	6,313	5,317



参考1-3 アライグマによる農業等被害額

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
農業等被害額 (千円)	47,618	28,091	36,888	31,621	66,761	95,899	120,731	84,008	60,741	70,270



作物名	被害金額(千円)
スイートコーン	27,858
その他果菜類	14,611
スイカ・メロン	11,626
果樹	4,046
いちご	2,476
ロールアップサイレージ等	2,001
水稲	1,413
その他	6,239
計	70,270